

市長交際費取扱基準

1 目的

この基準は、行政運営上必要な経費として支出する市長交際費について、その支出及び公開の基準を定めることにより、支出の公正性及び市政の透明性を確保することを目的とする。

2 支出

交際費の支出は、厚木市財務規則（昭和 44 年厚木市規則第 40 号）、行政実例、判例等に照らし、団体等が主催する事業及びその他の各種会合等への出席、慶弔等個別の事案ごとに相手方と本市とのかかわり等を総合的に勘案し、相手方との信頼関係や儀礼を失することがないよう、社会通念上の儀礼の範囲内において適正に執行するものとする。

3 支出額

支出額については、次に掲げる事項を十分考慮の上、決定しなければならない。

- (1) 事業等が行われる会場
- (2) 飲食の提供の有無
- (3) 事業等の内容（祝賀会、記念事業等）
- (4) 会費の有無及び金額

4 公開

交際費の支出状況の公開は、当該月支出分を翌月の15日までに行うものとし、個人情報保護に十分配慮の上、支出日、支出区分、件名及び支出額を記載し、本市のホームページへの掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧により行うものとする。

5 支出区分及び各区分の内容並びに支出額

支出区分及び各区分の内容については次のとおりとし、支出額については別表のとおりとする。

(1) 祝金、寸志、激励金等

公共的・公益的団体、文化・芸術団体、企業等市政発展に寄与し、又は貢献する団体等が主催する事業等への出席に際して支出するお祝い及び寸志並びに本市を代表し、市民の模範となる活動をしている団体等に対する激励金

(2) 会費

公共的・公益的団体、文化・芸術団体、企業等市政発展に寄与し、又は貢献する団体等が主催する事業等への出席に際して支出する会費

(3) 慶弔（香料、生花、供物料、花束等）

ア 市長、副市長及び教育長並びにその近親者の死亡

イ 名誉市民並びに市民功労表彰、自治功労表彰及び市民文化彰受賞者の死亡

ウ 市職員（本人）の死亡

エ 市議会議員及びその近親者の死亡

オ 県下自治体の首長の死亡

カ 県下自治体の副市長等の死亡

キ 地元選出の国会議員及びその近親者の死亡

- ク 市政に直接関係する県議会議員及びその近親者の死亡
- ケ 市政に直接関係する県幹部職員の死亡
- コ 行政委員会の委員、特別職職員、公共的団体の役員及び市政功労者の死亡
- サ 市立小・中学校の校長、教頭及び教諭の死亡

(4) 見舞い（病気等見舞金）

ア 市職員の公務上の疾病等による入院

イ 市議会議員、行政委員会の委員、特別職職員、公共的団体の役員及び市政功労者の1週間以上の入院

(5) 賛助料（協力費、寄附金、支援金、応援費、カンパ、入場券代、後援料、賛助金、広告料及び掲載料、市長賞、購読料等）

公共的・公益的団体、文化・芸術団体、企業等市政発展に寄与し、又は貢献する団体等が主催する事業等に対する協力及び応援として支出する経費

(6) 接遇

市政運営上必要と認められる交際において、飲食等の接待に要する経費

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5項関係）

支出区分	支出区分の内容	支出額
祝金、寸志、 激励金等	各種総会、大会、祝賀会等への祝金、寸志	5,000円～10,000円
	会社等の施設を会場とする場合	5,000円
	ホテル等を会場とする場合	5,000円～10,000円
	公共施設を会場とする場合	5,000円
	飲食提供のある場合	5,000円～10,000円
	本市を代表し、市民の模範となる活動をしている 団体等に対する激励金	10,000円
会費	市政運営上交際の必要性が認められる団体等が 主催する事業等で、会費が明記されている場合	明記金額
慶弔	市政功労者等市政発展に寄与、貢献のある者への 香料等	5,000円～10,000円
見舞い	市政功労者等市政発展に寄与、貢献のある者に対 する見舞い	5,000円
賛助料	市が賛同する趣旨をもって実施される事業活動 に対する賛助金	その都度協議
接遇	市政運営上必要と認められる会食等	その都度協議